

暮らし

家庭ごみの正しい分け方・出し方

問>環境対策課 ☎893-4140

無料回収 「資源ごみ」「有害ごみ」
 (注意事項) ●祝日でも収集しています。(ただし、日曜、1月1日～3日は休みます。) ●災害(台風)などで、ごみ収集ができない場合があります。台風の際はごみを出さないでください。

◎資源ごみ(草木、かん、びん、ペットボトル、紙)

草木

※草木以外は入れないでください。一世帯で出せる量は6袋(束)までです。



出す場所

※通常の家庭ごみを出す場所です。空き地やお墓などの前は収集できません。



かん、びん、ペットボトル

※透明袋または半透明袋に入れて、口は必ずしばって出してください。



◎正しい出し方

- 種類ごとに分けて出してください。
- びん、ペットボトルはキャップは必ずはずしてください。
- かん、びん、ペットボトルは中を軽くすすいでください。
- ペットボトルはできるだけつぶしてください。
- ペットボトルはラベルをはがしてください。

紙

※種類別にひもでしばってください。できるだけ紙ひもを使いましょう。



学校のプリント類、お菓子の空き箱、厚紙、封筒、包装紙、ティッシュ箱(ビニール部分を取る)、紙袋類など。

窓(セロハン)のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)

※紙は雨の日には出さないでください!



◎有害ごみ(蛍光管、水銀体温計、ライターなど)

※種類別に透明袋に入れてください。



有料回収 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」
 (注意事項) ●「指定ゴミ袋」または「宜野湾市粗大ごみ処理券」の購入が必要になります。 ●祝日でも収集しています。(ただし、日曜、1月1日～3日は休みます。) ●災害(台風)などで、ごみ収集ができない場合があります。台風の際はごみを出さないでください。 ●一世帯で出せる量は6袋までです。

◎燃やすごみ(プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、布きれ、紙くず他)

- 指定ゴミ袋で、口は必ずしばってから出してください。
- 油は紙パックなどに新聞紙を詰めて染み込ませてください。
- ホースは50cm未満に切ってください。



◎燃やさないごみ(金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品、その他)

- 指定ゴミ袋で、口は必ずしばってから出してください。
- 割れ物などケガをする恐れのあるものは、厚紙で包んで「割れ物注意」と表示してください。



◎粗大ごみ(家具類、金属またはプラスチック製パイプ、角材や板切れ、ガスコンロ等、その他)

- 家具類、金属またはプラスチック製パイプは「高さ」および「長さ」が2mまでのものに限り、かつ重さが20kg以内になるように束ねてください。
- 角材などは1m程度の長さで、かつ重さが20kg以内になるように束ねてください。
- シーツ類は50cm未満に裁断することができれば「燃やすごみ」に出すことができます。
- 指定ゴミ袋に入っても、収集車を破損させるおそれのあるものは粗大ごみとなります。

家具類 ●タンス ●机 など ※高さ・長さ2mまで	寝具類 ●カーペット ●じゅうたん ●畳 ●布団 ※1m程度、20kg以内に束ねてください。	角材・板切れ ※1m程度、20kg以内に束ねてください。
鏡・プラスチック製パイプ ●ブラインド ●物干し竿 など ※高さ・長さ2mまで	その他 ●電子ピアノ ●自転車 ※指定ゴミ袋に入っても、収集車を破損させるおそれのあるの上記の物などは「粗大ごみ」となります。	ガスコンロ類 ●金属のかたまりなど ●ガスコンロ(卓上コンロ含む) ●電子レンジ ●石油ストーブ ※指定ゴミ袋に入っても、収集車を破損させるおそれのあるの上記の物などは「粗大ごみ」となります。

◎市では収集しないごみ(一時多量ごみ、事業系一般廃棄物)

①一時多量ごみ…引越しや行事などで自宅から出される多量のごみ

●一時多量ごみ収集運搬業者(資)照喜名衛生社 ☎892-2502
 (有)宜野湾クリーンサービス ☎898-9341

②事業系一般廃棄物…会社や飲食店などの事業活動によって発生するごみ

- 教育施設、社会福祉施設、公共サービスなどの事業も含まれます。
- 市が許可したごみ収集業者と契約し収集させていただきます。
- 市が許可したごみ収集業者についてはお問い合わせください。



ごみ処理施設に搬入できないごみ

産業廃棄物、通正処理困難一般廃棄物など

●買ったところに引き取ってもらうか、専門の処理業者に処分させていただきます(有料)



粗大ごみの出し方

粗大ごみとは、指定ゴミ袋に入らないごみです。(一部例外があります。)

◎申し込み手順

- ①出すものを確認し、粗大ごみ処理券などを用意する。
- ②電話をかける。※環境対策課窓口でも受け付けできます。(住所、お名前、電話番号、出すごみの内容と数量をお伝えください。)
- ③受付番号を粗大ごみ処理券または、指定ゴミ袋に記載し、指定日に出す。

宜野湾市粗大ごみ処理券

①処理券はスーパー・コンビニなどで購入できます。

②1個または1束につき処理券1枚を貼ってください。

③市役所では販売していませんのでご了承ください。

300円

◎申し込み先

環境対策課粗大ごみ受付専用番号
▶受付…平日 8:30～17:00(正午～13:00は除く)
☎893-4140

台風時のごみ収集について

路線バスの運行が停止した時点でごみの収集もストップします。

テレビやラジオ等で情報をこまめにご確認ください。

◎お昼の12時までに路線バスの運行が再開した場合

⇒運行再開後、速やかに収集を行います。

◎お昼の12時までにバスの運行が再開されない場合

⇒その日の収集は行われません。翌指定日に出してください。

(注意)

台風規模によっては、収集員の身の安全を考慮し、早めに収集をストップさせる場合がございます。お昼を過ぎても出したごみが残っている場合は、ご自宅に戻して頂き、次の収集日に出すよう、ご協力をお願いいたします。

◎お願い

台風が発生した場合は、市の防災無線放送や自治会の広報マイクにてごみ収集について事前に周知を行いますので、台風情報をこまめに確認し、耳を傾けてくださいますようお願いいたします。

台風接近時(強風時)にごみを出すのは大変危険です。強風による転倒事故・ごみの飛散による事故の誘発等の恐れがありますので、暴風警報が発令されていない場合でも次の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。

台風により収集が行われなかった場合でも臨時の収集日は設けることができません。次回の収集日に出してくださいようご協力をお願いいたします。

台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがあります。

ご理解・ご協力を宜しくお願いします。

家庭ごみの自己搬入

引越しや家の掃除などで多量に出たごみを、直接施設へ持ち込みたい方は、沖縄市にある倉浜衛生施設組合(草木についてはオパス樹木リサイクルセンター恩納を案内する場合があります)に搬入する事ができます。ただし、下記の方法で申し込みを行う必要があります。

- ①ごみの正しい分け方・出し方を守り、きちんと分別を行う。

※指定袋に入る物は指定袋に入れ、入らない物は粗大ごみ処理券を貼ってください。

- ②環境対策課で、申請を行う。搬入されるものの確認を職員が行った後に発行される搬入許可証を受け取る。

- ③搬入許可証を持って、処理施設へ搬入する。

家電リサイクル

家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。粗大ごみとしては収集していません。

●過去に購入した小売店または買い替えをする小売店に引き渡してください。

●引越し等で家電小売店に引き渡せない場合は、家電店へお問い合わせください。

●回収された家電製品は、資源としてリサイクルされます。

●回収された家電製品は、資源としてリサイクルされます。

パソコンリサイクル

資源有効利用促進法により、リサイクルが義務づけられています。粗大ごみとしては収集していません。

●メーカーの存在しない自作パソコン、倒壊したメーカーのパソコン処理は「パソコン3R推進センター」へお問い合わせください。

電話 03-5282-7685
http://www.pc3r.jp

生ごみ処理容器購入費補助金制度

問>環境対策課 ☎893-4411(内線452~455)

宜野湾市では、家庭から出る生ごみを有効利用するため、またはごみの減量化を図る目的から、生ごみ処理容器(処理機)を購入した方に対して補助金を交付しています。生ごみ処理容器(処理機)を購入して、ごみの減量化を促進しましょう!

補助の対象

- ①市内に住所を有し、かつ、居住しているもの。
- ②容器等を設置し適正に維持管理ができるもの。
- ③堆肥化された生ごみを自家処理できるもの。

補助金の額

生ごみ処理容器(処理機)1基の購入費の2分の1以内で、その額が3万円を超える場合は、3万円となります。ただし、予算の範囲内での交付となります。

容器等の数量

※補助金の対象となる数量は、1世帯または1団体あたり5年間につき、
生ごみ処理容器…3基以内
生ごみ処理機……1基のみ となります。

浄化槽汚泥や尿(トイレの汚水)の汲み取り

問>環境対策課 ☎893-4411(内線452~455)

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する施設で、微生物が活動しやすい環境を保つために定期的に保守点検、清掃および法定検査(年1回)を行うことが浄化槽法で義務付けられています。また、し尿(トイレからの汚水)のみの場合も、溜めてしまうと臭い等で付近住民に迷惑をかけてしまうこととなります。定期的な汲み取りを行いましょう。し尿の汲み取りは、下記の市の許可業者に依頼してください。

- 南照山環境(野高在) ☎893-8090
- 石川 清(大山在) ☎897-3925

暮らし

暮らし

水道

水道の利用について

● 水道を使用したいときは…

問>水道局業務課 ☎892-3352

引っ越し等により水道を新たに使用したいときには、必ず前日までに次のことを水道局業務課に連絡してください。

※平日のみの受け付けとなります。

- ①水道を使用する場所の住所
 - ②水道を使用する方の名前、電話番号
 - ③水道の利用を開始する日
 - ④水道料金の請求先・支払い方法(口座振替/納額告知書)
- ※請求先は、国内であれば、水道を使用する住所以外でも可能です。

● 水道料金の支払いは…

水道料金の支払い方法は次の2つです。

- ①口座振替 ②納額告知書
- ※クレジットカードのお取り扱いはありません。

①口座振替によるお支払い

お申し込みは、ご利用になっている各金融機関、郵便局、または水道局窓口でできます。手続きには次のものがが必要です。

- 水道番号(検針のお知らせや領収書に表示されています。わからないときは業務課にお問い合わせください。)
- 通帳、キャッシュカード等口座番号がわかるもの。
- 通帳印(お届け印)

▶口座振替取扱金融機関

琉球銀行/沖縄銀行/沖縄海邦銀行/コザ信用金庫
JA沖縄/沖縄労働金庫/ゆうちょ銀行

②納入通知書によるお支払い

検針した月の月末に、水道局から納額告知書を郵送します。郵便局以外の各金融機関または近くのコンビニエンスストアで、指定期日までにお支払いください。

※水道料金の支払いを、家賃と一緒に不動産管理者へ支払いをする場合もあります。水道局から納額告知書の送付がない場合は、不動産会社または大家さんに確認してください。

● 水道の利用をやめたいとき…

問>水道局業務課 ☎892-3352

引っ越し等のために現在お使いの水道の利用を中止する場合は、お早めに水道局業務課までご連絡ください。次の事項が必要です。

- ①水道の利用を中止する日
- ②水道の利用を中止する場所の住所
- ③移転先の住所、請求書を送る住所、連絡先
- ④清算方法(口座振替/納付書送付/水道局で精算/現場精算)

※連絡が遅くなる、または連絡がない場合には水を使用しなくても基本料金が出ます。必ず連絡をお願い致します。また、次の場合にも手続きを早めに行ってください。

- 使用者の名義が変わる時
- 納付書の送付先が変わる時
- 所有者が変わる時
- 水道の用途が変わる時
- メーターの撤去
- メーターの臨時検針
- 連合専用料金(新規・変更・取消)の申請

※1個の水道局メーターから複数世帯へ給水しているアパート、マンションの所有者・管理会社及び2世帯住宅等は、水道料金の特例制度(連合専用制度)で料金が安くなる場合があります。

● 市民の皆様へ

※不審な集金行為にご注意ください。

宜野湾市水道局では集金制度が廃止になっていますので、直接水道料金を集金に行くことはありません。不審な

人物から身に覚えのない料金の請求がありましたら、すぐその場では支払わずに業務課へお問い合わせください。もし支払ってしまってから被害にあったことに気付いた場合、市民生活課消費生活相談窓口☎893-4411(代表)へ相談してください。

※水道メーターの取替更新のご案内

水道メーターは、法律により、有効期限が8年と定められています。宜野湾市水道局では、有効期限前に新しいメーターへの取替を行っています。取替作業は水道局が委託した水道業者が行いますので、取替作業の際にはご協力をお願い致します。

※この水道メーター取替作業で代金をいただく事はありません。

● 家庭の水道工事(給水装置の新設・改造等)するには

問>水道局施設課 ☎892-2119

宜野湾市水道局の指定給水装置工事業者に申し込んでください。建物の改造や撤去、または貯水槽(受水槽)を設置・廃止(撤去)する場合は、申請が必要です。指定給水装置工事業者以外は工事をする事ができませんので、指定業者については施設課(☎892-2119)へお問い合わせください。

● 水が出ないときは

自分の家だけ出ないとき

問>水道局施設課 ☎892-2118

メーター以降のバルブが開いているか確認してみましょう。バルブは反時計回りに回すと開きます。また、タンクを使用している建物では、タンク内のボールタップ(浮き)が満水位で膠着(こうちゃく)し、水位が下がっても水が補給されずタンクが空になり、水が出ない場合があります。そのときは、ボールタップを上下に動かしてください。以上を調べても水が出ない場合は施設課(☎892-2118)へお電話ください。

■ 近所一帯が出ないとき

問>水道局施設課 ☎892-2118

水道工事や突発事故で断水していることが考えられます。施設課(☎892-2118)へお電話ください。水道工事で断水する場合は前もって広報車や直接施工業者がお知らせしています。

また、3階以上の中高層住宅ではポンプの故障が考えられます。まず建物の管理者や所有者に連絡してください。

● 水がにごったときは

赤い水が出る

問>水道局施設課 ☎892-2118

水道工事や断水したときに水道管が古くなっている場合、水道管を流れている水の速さや方向が変わり赤い水が出る場合があります。しばらく放水するときれいになります。常時赤い水が出る場合は施設課(☎892-2118)へお電話ください。

白い水が出る

水の中に空気の小粒が入ったために水が白く見えることがあります。コップに水を取りしばらくすると水が澄んできますので気泡だと分かります。異常ではありませんので安心してお使いください。

● 屋内漏水の早期発見のため月に一度はメーターを見ましょう

問>水道局施設課 ☎892-2118

タンクのあるご家庭では、蛇口を開けてもタンクへ給水する場合があるので、朝一番の水を使う前にメーターを見てください。パイロットと呼ばれる銀色の水車が回っていたら漏水の可能性があります。早めに宜野湾市水道局指定工事業者が施設課(☎892-2118)へご相談ください。

● そのほかのお問い合わせはこちらです。

問>水道局総務課 ☎892-3351

ホームページ(URL) <http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

下水道

下水道の役割

①生活環境の改善

下水道へ接続することにより、トイレは全て水洗化され、同時に街中の水路がきれいになり、清潔で快適な生活環境を確保することができます。

②浸水から街を守る

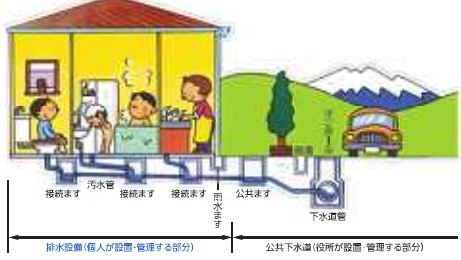
雨水を雨水用下水道管へ流入させ、すみやかに排除させることにより、浸水から街を守ります。

③水質を保全する

家庭や工場から排出された汚水を浄化センター(処理場)で十分に浄化した水を放流することにより、河川や海などの公共用水域の水質の保全が図られます。

下水道への接続をお願いします。

下水道は、市が設置・管理する公共下水道と、個人が設置・管理する排水設備があります。下水道は排水設備を公共下水道へ接続して初めて役割の発揮できる施設です。みなさまの家庭から排水される汚水を公共下水道へ接続し、豊かな自然環境を後世へ引き継ぐためにも、下水道へ接続をお願いします。



排水設備工事の申込から完成まで

問>下水道課 ☎893-4411 (内線539-542)

工事店を決める

排水設備の工事は、市の指定した工事店でしかできません。指定工事店の中から選択し工事の相談をお願いします。指定工事店の一覧は市のホームページ又は、下水道課へ連絡いただけたらお届けします。なお、手持ちの工事や所有機械等により見積額に変動があるため数社から見積を提出してもらうことをおすすめしております。

契約書の締結

見積書をもったら内容をご家族で検討し、指定工事店より十分説明を聞いたうえで契約書の締結を行ってください。また、支払いの方法については「**宜野湾市水洗便所改造等資金貸付**」制度を利用する方法があります。

※貸付制度…資金でお困りの方には市が工事金額を貸付します。(詳細については水洗便所改造等資金貸付欄参照)

工事の申し込み

契約締結後着工となりますが、着工5日前までに市へ「排水設備計画確認申請書」を提出し確認を受けなければ着工できません。申請書が提出されると、市では審査を実施します。下水道本管へ影響のある工事はしてないか、雨水管を污水管へ接続していないか等申請書の内容や現場調査を実施しております。

工事が終了したら

工事が終了したら、完了届等の必要書類を提出します。必要書類が提出されたら下水道課の職員が現場にて検査を行いますのでご協力をお願いします。検査に不備がなければ市より検査済証を発行し、完成となります。

下水道使用開始

※市へ提出する排水設備計画確認申請書や完了届等の必要書類については指定工事店で代理申請しますので申請書の内容確認をお願いします。

水洗便所改造等資金貸付制度

問>下水道課 ☎893-4411 (内線539-542)

下水道供用開始地区において、汲み取り式便所や浄化槽から水洗化工事し、公共下水道へ接続する方を対象に改造資金の貸付制度を設けております。なお、貸付制度は新築及び既に下水道に接続している改築等には該当しません。

貸付を受けたい方は排水設備計画確認申請書と同時に「水洗便所改造等資金貸付申込書」を下記提出書類とともに提出してください。

貸付対象者

- ①家屋の所有者、又は所有者の同意を得た使用者であること。(官公署、法人及び事業所等を除く)
- ②自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- ③貸付を受けた資金の償還について、十分な支払能力を有すること。
- ④確実な連帯保証人があること。

貸付金

▶貸付限度額…300,000円

(但し、地理的条件等により限度額を超えて800,000円まで貸付する場合がありますので、下水道課で相談してください。)

▶貸付額…工事費の貸付(限度額:上記記載額)

▶利息…無利息

▶償還方法…貸付翌月より、40カ月均等償還

提出書類

- ①水洗便所改造等資金貸付申込書
- ②住民票謄本(家族全員)
- ③所得証明書
- ④工事見積書(原本)
- ⑤工事契約書(写)
- ⑥借受申込者及び連帯保証人の印鑑証明書
- ⑦借受申込者が使用者である場合には、その家屋の所有者の同意書

※市へ提出する申込書については下水道課で受け取るほか、市ホームページよりダウンロードが可能です。

下水道使用料

問>下水道課 ☎893-4411 (内線539-542)

下水道使用料は上水道の使用水量に応じて計算され、水道料金と一緒に徴収されます。使用料の単価は下記のとおりです。

種別	区分	水量(1ヶ月につき)	使用料
一般汚水 (1立方メートルにつき)	基本	8立方メートルまで	500円
	超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	70円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	80円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	92円
		100立方メートルを超え 300立方メートルまで	102円
		300立方メートルを超え 500立方メートルまで	112円
		500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	135円
		1000立方メートルを超えるもの	140円
浴場業汚水		1立方メートルにつき	47円
連合専用		1戸あたりの使用料は一般汚水を適用する。 使用料算定の基礎となる水量は各戸均等に使用したものとみなす。	

※上記表の定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2ヶ月検針で47㎡使用した場合の計算式→47㎡を前月23㎡、検針月24㎡使用したものとみなす。

A(前月分計算) 23㎡={500円(8㎡までの基本料金)+(23㎡-8㎡)×70円}×1.08≒1,670(10円未満切り捨て)

B(検針月分計算) 24㎡={500円(8㎡までの基本料金)+(24㎡-8㎡)×70円}×1.08≒1,740(10円未満切り捨て)

47㎡に対する請求額=A+B=3,410円



ペット

犬の飼い方

問>環境対策課環境指導係
☎893-4411 (内線451-456-457)

犬の飼い主は社会のルールを守って飼いましょう！

必ず登録しましょう。

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により登録しなければなりません。

狂犬病予防注射を受けさせましょう。

狂犬病予防注射は毎年1回受けさせなければなりません。

犬の放し飼いは禁止です！

どんなにおとなしい犬でも、犬が苦手な方もいます。また公共の場所や他人の敷地にフンをしたりして、ご近所の迷惑になります。また、咬傷事故の危険性や病気をうつされる恐れもあります。

屋外で犬を飼う場合は、丈夫な鎖等でつなぐか犬舎(檻)で、逃げないように飼いましょう！

犬を散歩させるときは、必ずフンの始末をしましょう。

犬の運動・散歩のときは、ビニール袋等を持参して、必ずフンの後始末をしましょう。

また、誰もが「犬好き」ではありません。繋いでいない犬を見ただけで恐怖を感じる人もいます。

人に危害を加えないように、散歩のときも鎖やリードをつなぎ、噛み癖のある犬は必ず口輪を装着しましょう。

近所迷惑にならないように飼いましょう！

早朝や深夜の犬の鳴き声、フンや尿の不始末による悪臭など、ペットに関する生活環境の苦情が絶えません。

「無駄吠え」は犬の体調不良の訴えであったり、飼い主への欲求やストレスが考えられます。また「しつけ」でなおる場合もあります。無駄吠えでお困りの時は、獣医師や犬の訓練師に相談してみてください。

かわいいペットを捨てないで！

※犬やねこを捨てる(遺棄)した場合「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。

犬やねこを飼ったからには、最後まで家族の一員として愛情をもって飼いましょう！

ペットが亡くなった場合は下記のいずれかの方法で飼い主が責任をもって処理してください

- ※市での引取りは行っていません。
- ①自分の敷地内に埋葬
- ②民間業者(ペット葬祭業等)へ依頼
→ネット検索や電話帳などでお調べください。
- ③自分で処理施設(廃棄物処理場)へ搬入
→環境対策課窓口にて「搬入許可証」の交付を受け、下記の処理施設へ搬入してください。
- 倉浜衛生施設組合
〒904-2141 沖縄市宇治原3394番地
☎937-9942 FAX939-5676

※倉浜衛生施設組合の場所などの情報は倉浜衛生施設組合のサイトをご確認ください。

ペットがいなくなったら

問>環境対策課環境指導係
☎893-4411 (内線451-456-457)

もし飼っているペットがいなくなったら…

環境対策課にご連絡ください。
環境対策課で迷い届けを受け付けいたします。迷い届けに基づき特徴に似た犬やねこを保護した場合、飼い主に連絡いたします。

- 市民経済部 環境対策課 環境指導係
☎893-4411 (代表) 内線451-456-457

◎その前に飼い主ができること

▶犬の場合

- 飼い犬は必ず狂犬病予防注射を受け、登録をしましょう。
- 「鑑札」と「注射済票」は常に首輪に装着してください。(法律で義務づけられています)
- 迷い犬を市役所で保護した時に、「鑑札」を装着していると、鑑札番号から飼い主を特定し、市役所から飼い主に連絡することができます。

▶ねこの場合

- 飼いねこは、登録制度はありませんが、他のねこの区別をする為に首輪を付け、必ず飼い主の名前、連絡先を記入しましょう。

◎市役所以外の問い合わせ先

- 沖縄県動物愛護管理センター ☎945-3043
宜野湾市のみならず、県内で保護された犬、ねこは沖縄県動物愛護管理センターへ搬送されます。
- 宜野湾警察署 会計課 ☎898-0110
休日や夜間など市民からの通報で犬を一時保護する場合があります。

ハブ・ハチ・害虫について

問>環境対策課環境指導係
☎893-4411 (内線451-456-457)

ハブについて

◎ハブ咬症注意

5月から6月、9月から11月はハブが活発に活動する時期で咬症事故が多く発生します。ハブ対策の知識を深め、ハブによる被害を防止しましょう！



◎ハブを見かけたら

ハブを「見かけた場合」又は「すぐ近くにいる場合」は近づかず、警察又は環境対策課に通報してください。
※「逃げてしまった」「見失った場合」⇒環境対策課にご連絡ください。現場を確認し、ハブ捕獲器を設置します。詳しくは環境対策課までご連絡してください。

◎ハブに咬まれた場合の対処

- ▶まず、ハブに咬まれないためには
●草が生い茂ったところは、安易に踏み入れないようにしましょう。

- 農作業や草刈り作業で、草が生い茂り見通しが悪い場合は、はじめに草刈機を使用したりして、鎌などの手作業はハブの危険がなくなってから行いましょう。
- 野積みした廃材やパイプ、剪定した木の枝などを片付ける場合は、そこにハブが潜んでいる場合もあるので片付ける前に十分注意しましょう。
- 石垣の穴や隙間などに手を入れないようにしましょう。

▶もし、ハブに咬まれてしまったら…

- ①あわてずに、咬まれたのがハブかどうかを確認めます。
 - ハブに咬まれたあとは、多くの場合、牙のあとが2ヶ所あります。※1カ所や数ヶ所ある場合もあります。
 - ハブであれば、5分もしないうちに腫れて強く痛みます。※毒の強さは、ハブの大きさなどでは変わりません。
- ②大声で近くの人に助けを求め、病院(下記参照)へ連れて行ってもらいます。
 - 走ると毒が回るので、不要な運動は避けましょう。
 - 近隣のハブ抗毒素(血清)常備医療機関
宜野湾記念病院 宜野湾3-3-13 ☎893-2101
ハートライフ病院 中頭郡中城村字伊集208 ☎895-3255
- ③傷口から血と一緒に毒を吸い出します。
 - 専用の吸引器がありますが、無い時は口で吸い出してください。口の中に傷があると軽い炎症を起こすことがあります。心配いりません。また、ハブの毒は飲み込んでも、胃で消化分解されるので害はありません。
- ④咬まれた箇所から心臓に近い部分を布などで縛ります。
 - (指が一本通る程度)緩めに！
※あまり強く縛りすぎると血流が止まってしまいます。※15分に一度くらいは緩めるようにしましょう。
- 後日、ハブに咬まれた場所と日時を、環境対策課までお知らせください。
⇒ハブ捕獲器や看板(「ハブに注意!」)設置などの対策を行います。

ハチに刺されたら…

◎ハチに刺された場合の対処法

- ①刺された傷口を流水でよく洗い流す。
- ②ハチの針が残っている場合は抜く。

住宅

建物(家)を建てるとき

問>建築課 ☎893-4411 (内線509-510-511)

建物を建てる時は、安全性や周囲の環境などに配慮して、建築物の敷地や構造、設備、用途などに関する最低基準を定めた建築基準法に則らなければなりません。家を建てるために土地を購入したり、家を建てる時は、事前に次のことをご確認ください。

敷地と道路

建物を建てる場合は、敷地が建築基準法上の道路に2m以上(建物規模によって4m又は6m以上必要な場合があります。)接していなければなりません。建築基準法上の道路かどうかについては建築課窓口にて確認することができます。

- ③抗ヒスタミン軟膏などを塗り、冷やす。
※注意…息苦しさや冷や汗、吐き気、めまいなどのショック症状が現れた場合は、一刻も早く病院で診察を受けてください。
- ※アレルギー体質やハチに刺されたことのある人は要注意！
ショック症状が現れたらすぐ病院へ！

害虫について

◎害虫の駆除

▶ヤスデ

- ※ヤスデの住めない環境にしましょう！
- ①湿ったところがあれば排水溝を作り、水はけをよくしましょう。
- ②除草、樹木の伐採を行い、日当たりを良くしましょう。
- ③落ち葉や廃材を放置しないようにしましょう。
- ▶ポーフラ・蚊
- ①生い茂った雑草は、除去して風通し、日当たりを良くし、ヤブ蚊の住めない環境にしましょう。
- ②水溜りのできる場所・箇所をなくしましょう。
- ③住宅周辺に水がたまるようなバケツ・ビン・容器等をなくすることで、ポーフラの発生を防ぐことができます。

お墓の設置について

問>環境対策課環境指導係
☎893-4411 (内線451-456-457)

お墓をつくる際は、墓地の経営許可申請が必要です。

墓地の経営を行う際には、市長の許可を得る必要があります。
墓地の許可申請は、宜野湾市役所環境対策課で行うことができます。許可申請には2~3カ月の期間を要するため、墓地の設置を検討している方は、まずはお相談ください。
墓地用地(公共用地以外)の購入を検討している方は、必ず事前に窓口へご相談ください(土地を購入されても許可できない場合があります)。許可された後でなければ、墓地を設置・経営することができず、不許可で設置した場合は、「墓地埋葬等に関する法律」および「市墓地等の経営の許可等に関する条例」により罰せられることがあります。

新築や増築をする場合

建築物の新築、増築等を行う場合は、工事着手前に市の建築課(建築主事)又は指定確認検査機関に建築確認申請書を提出して、建築確認を受けなければなりません。これは、計画建築物が建築関係法令の基準に適合しているかどうかの審査です。適法と確認されると「確認済証」が交付されます。

また、工事完了後に完了検査申請書を提出し検査を受ける必要があります。検査に合格すると「検査済証」が交付されます。検査済証の交付を受けるまでは原則、建築物を使用することができません。

高さが2mを超える擁壁、4mを超える広告塔などの工作物やエレベーター等の建築設備についても同様の申請が必要な場合があります。(注)上記以外にも手続きが必要な場合がありますのでご注意ください。

● 住居表示

問>市民課 ☎893-4411 (内線108, 109)

住居表示実施区域内で、建物を新築(建替えを含む)した場合は、「住居新築届」の提出が必要です。届出の後、現地調査の上、住居番号(住所)を決定します。この届出がないと、建物に住所が設定されず、入居者の住民登録ができません。詳しくは市民課までお問い合わせください。

● 住居表示の証明書

種類	内容	手数料
住居表示変更証明書	住居表示実施に伴う住所変更の証明で、住居表示実施日に住民登録されていた方が対象となります。	無料
町名地番変更証明書	住居表示などにより町名地番に変更があったことを証明するものです。	無料

● 景観行為の届出

問>都市計画課 ☎893-4411 (内線547)

大規模な建築物や開発行為などは、その大きさから周辺の景観に大きな影響を与えます。それだけに、優れた建築物などは地域の景観形成をリードし、地域のシンボルともなります。また個々の建築などが全体としてまち並みを形成しており、調和していることも大切です。そのため、これらの行為を行うときは、敷地の緑化に努めるなど周辺景観に配慮していただき、宜野湾市景観条例に基づく届出が必要になります。

届出の対象となる規模(主なものを記載しています)

区分	届出対象
建築物の新築、増築、改築、移転	延べ面積が500㎡を超えるもの又は高さ13mを超えるもの
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/3を超えるもの
擁壁、塙(生垣を除く。)、柵、柵その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
煙突、排気塔その他これらに類するもの	
鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設	築造面積が500㎡を超えるもの又は高さ13mを超えるもの
自動車中座の用に供する立体的な施設	
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
墓地	
太陽光、風力その他再生可能エネルギー源を利用した発電設備	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さが20mを超えるもの
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/3を超えるもの

● 土地取引の届出制度について

問>企画政策課 ☎893-4411 (内線416)

● 事前届出(公有地拡大推進に関する法律による届出)

次のような土地を売買や交換等により有償で譲渡する場合、契約を結ぶ前に届出する必要があります。

- 市街化区域…5,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域…10,000平方メートル以上の土地

● 事後届出(国土利用計画法に関する法律)

次の一定面積以上の土地の売買などの取引及び取引の予約をした場合、契約後2週間以内に土地の所在する市町村長に届出する必要があります。

- 市街化区域…2,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域…5,000平方メートル以上の土地
- 都市計画区域以外…10,000平方メートル以上の土地

届出の対象となる行為の種類

- 建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更
- 開発行為、土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 屋外における物件の堆積

区分	届出対象
開発行為	当該行為に係る土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
土地の形質の変更	
木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積が500㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	当該行為に係る期間が90日を超えて継続し、かつその用途に供する土地の面積が500㎡を超えるもの又は堆積の高さが5mを超えるもの

その他詳細は都市計画課までお問い合わせください。

● 建築中に不発弾を発見したときは

問>宜野湾警察署 ☎898-0110

建築工事等の作業中に不発弾を発見したときは、動かさずに至急連絡してください。

● 建築工事に伴う電波障害

問>建築課 ☎893-4411 (内線509・510・511)

中高層建築物(高さ10m以上)を建築する場合、電波障害が起こるおそれのある区域について、受信状況の調査、近隣居住者等への建築計画の説明等を行い、市の建築課(市長又は建築主事)へ届け出なければなりません。

● 建設リサイクル法の届け出

問>建築課 ☎893-4411 (内線509・510・511)

80平方メートル以上の建物の解体や500平方メートル以上の建物の新築などを行う場合は、工事の一週間前までに工事の手順やコンクリート、アスファルト、木材等の建設資材の分別計画について市の建築課に届け出なければなりません。

● 道路

● 道路の占有を行うとき

問>土木課 ☎893-4411 (内線524~525)

道路上に一定の施設を設置し継続して道路を使用することを「道路の占有」といいます。具体的には、道路上に電柱を設置することや、地下に電気・電話・ガス・上下水道などの管路を埋設すること、足場を設置することなどがあります。このように公共の財産である道路を継続して使用し道路を占有する場合には、道路法32条の規定により道路を管理している「道路管理者」の許可が必要です。

● 道路に手を加えるときは

問>土木課 ☎893-4411 (内線524~525)

車両の乗り入れ口を設ける等、道路に手を加える際には道路法24条の規定により道路管理者の許可が必要です。

● 道路を損傷汚損したときは

問>土木課 ☎893-4411 (内線524~525)

道路の付属物(ガードレール、街路灯、街路樹等)を損傷汚損した場合には、土木課までご連絡ください。

● グリーンバンクを活用しよう

問>都市計画課 ☎893-4411 (内線548)

市では、市民が住宅の建築、土地の造成等により不要となった樹木を、公園等の公共施設及び必要な方へと情報提供を行います。なお、樹木移植に係る費用については受け取り希望者が行います。樹木の提供者並びに受け取り希望の方はお申し出ください。

● 市営住宅

● 市営住宅へ入居したいときは

問>建築課 ☎893-4411 (内線514・515)

市営住宅は、住宅に困っている所得の低い人が低廉な家賃で入居できる住宅です。

● 市営住宅公募方法

新設住宅…新設住宅の共用開始前に公募します。
空き家待ち…毎年6月頃に公募します。

● 入居申し込み資格

資格については、いろいろな事案によって異なりますので、詳細については建築課までお問い合わせください。

● 県営住宅への入居

問>県庁住宅課 ☎866-2418
沖縄県住宅供給公社県営住宅課 ☎858-1400

県営住宅への入居をご希望の方は、県庁住宅課または沖縄県住宅供給公社県営住宅課まで問い合わせ頂くか下記ホームページをご覧ください。

- ホームページURL
県庁住宅課…<http://www.pref.okinawa.jp/jutaku/>
沖縄県住宅供給公社…<http://www.ojkk.or.jp/>

● 登記簿の謄本・抄本を郵送で請求できます

問>那覇地方務局 ☎854-7950
那覇地方務局宜野湾出張所(伊佐4丁目1番20号) ☎898-5454

全国どこでも、その所在地を管轄する法務局に「郵送」で請求できます。必要な書類、手数料等の詳細是那覇地方務局へお問い合わせください。